

## 高松港連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「高松港連絡協議会」(以下「本会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、高松港において、地震津波等による災害発生後に港湾利用関係各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有することで効率的な災害対応を行うことで港湾機能を継続し、早期復旧することを目的とする。

(業 務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 通常時からの災害対応(業務継続計画の策定)の協議、連絡調整、訓練等に関すること。
- (2) 災害時での行政機関と民間を結ぶ要請、連絡事項の情報伝達に関すること。
- (3) 災害時の官民の情報共有に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第4条 本会は、別紙に掲げる高松港に関連する行政機関、高松港を利用する民間企業、団体等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(会 長)

第5条 本会に会長を置く。

- (1) 会長は国土交通省 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所所長とする。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、国土交通省四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所および香川県土木部港湾課の共同事務局とする。

(アドバイザー)

第7条 本会に、有識者によるアドバイザーを置き、目的達成にむけた助言等を得る。

(会議の開催)

第8条 本会は、会長が必要に応じて招集することができる。また、会長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(規約の改正)

第9条 この規約は、必要に応じて改正でき、会員の承認をもって適用される。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

付 則 この規約は、令和5年5月16日より適用する。

## 【高松港連絡協議会名簿】

機 関 名	役 職
高松港運協会	専務理事
三九会	会 長
香川県海運組合	事務局長
内海水先区水先人会	会 長
香川県倉庫協会	事務局長
朝日町石油基地共同防災対策協議会	会 長
(一社)日本埋立浚渫協会 四国支部 技術委員会	副委員長
香川県港湾空港建設協会	技術委員長
(一社)香川県建設業協会	専務理事
四国運輸局 総務部	安全防災・危機管理調整官
四国運輸局 海事振興部	海運・港運課長
高松海上保安部	航行安全課長
神戸税関坂出税関支署 高松出張所	出張所長
高松出入国在留管理局	総務課長
広島検疫所 坂出出張所	出張所長
神戸植物防疫所 坂出支所	支所長
香川県 土木部	港湾課長
	技術企画課長
香川県 危機管理総局	危機管理課長
香川県 病院局	県立病院課長
香川県 高松土木事務所	所 長
高松港管理事務所	所 長
高松市 総務局	局次長兼危機管理課長
四国地方整備局 港湾空港部	港湾危機管理官
<b>【協議会会長】</b> 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所	所 長

## 【オブザーバー】

四国経済連合会	事務局次長
四国経済産業局 総務企画部	総務課長補佐